

文字情報基盤の政府・自治体での推進状況1

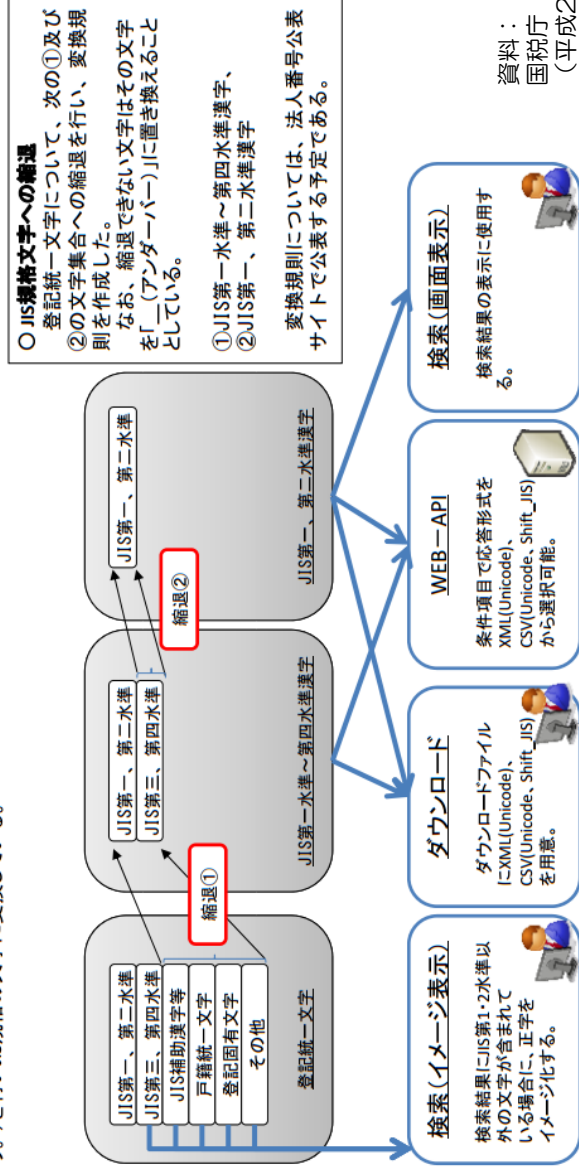
■ 世界最先端IT国家創造宣言、電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン（内閣官房）

- 創造宣言およびアクションプランに従い、文字情報基盤の相談が増加
- 「文字情報基盤導入＝全6万字活用」と誤解されているため、アクションプラン等の表記内容の変更が必要。縮退マップの提供とあわせて実施する必要有り。

■ 国税庁

- 法人番号の公開に伴い、縮退を実施。（IPA縮退マップを活用予定）

設立登記法人の情報提供元である登記情報システム（法務省管轄）は、登記統一文字を利用しているが、これには55,000字ものJIS規格外の文字を保有している。
そのため、法人番号システムでは、登記統一文字からJIS規格文字への縮退（縮退とは、例えば、「高」⇒「高」へ置き換えることを行う。）を行っている。



資料：
国税庁「法人番号の公表機能に係る仕様」
(平成26年11月版)

■ マイナンバー

- 通知カード、個人番号カード、マイポータルでの表記、表示、保存方法の検討が必要であり、関係者に情報提供中。

文字情報基盤の政府・自治体での推進状況2

- 自治体
 - 電子自治体の取り組みを加速するための10の指針
 - 国に準じて文字の整理をすることとしており、文字情報基盤を国の取り組みとして参照。
 - 調達仕様に記載が進む等、自治体の導入意欲は高い
 - ベンダが導入に難色を示しているという意見が未だに寄せられる
- その他参考情報
 - 戸籍制度に関する研究会（法務省）
 - 第一回研究会(2014/10/29)「戸籍制度に関する検討課題」
 - 「各ベンダーの戸籍情報システムによって使用している文字テーブルを戸籍統一文字に変換する亀の作業は行っている。ただ、各市町村の文字を完全に戸籍統一文字へ変換できているわけではなく、相当程度の外字が残っている状態である。」
 - 第二回研究会(12/3)「番号制度導入について」
 - 現行制度での戸籍電子化の概要説明。正字にも言及。
 - 第三回委員会(12/18)「事務処理上の問題点とシステム一元化の是非等」
 - 自治体毎に外字がありネットワーク化が難しいことが指摘される
 - 第四回研究会(1/29)で、「システム一元化に伴う制度の見直しの要否」
 - マイポータルによる手続に関して議論。表示する時の文字の問題はあるが、議論なし。
 - 文科省
 - 第8回文化審議会国語分科会漢字小委員会(2014/5/23)で「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する検討を開始。
 - 第14回文化審議会国語分科会漢字小委員会(2015/1/16)
 - 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の構成例について(素案)の議論
 - 常用漢字表における「字体・書体・字形」等の考え方について(共通理解のための素案)の議論

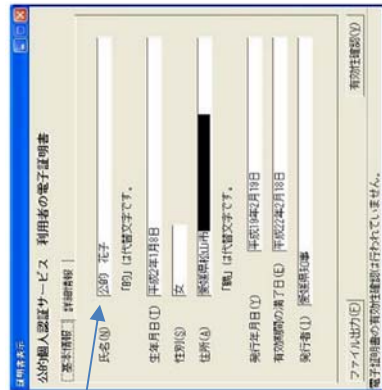
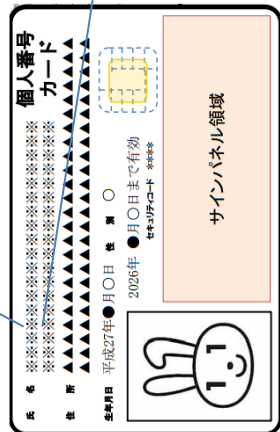
参考1：マイナンバー等での文字情報の運用

平成27年3月18日
電子行政分科会資料

個人番号カード

券面の印字は住民基本台帳ネットワーク統一文字

※統一文字の範囲外の残存外字は24×24ドットの画像



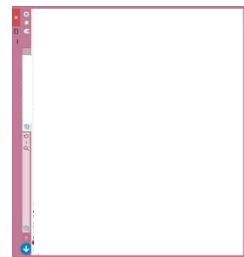
電子証明書には文字を縮退
(JIS第1、第2水準及び補助漢字)

※使用する代替文字は電子証明書申請の際に本人が確認

氏名フリガナは、住基ネットから取得可能

マイポータル

初回利用時に使用する氏名文字をJIS第1～4水準から選択
(縮退は個人の選択により実施)



縮退とは、残存外字等で使用している難しい文字を、一般のコンピュータで使える文字等の一定範囲の代替文字に置換すること。通常は、市販のコンピュータで活用できるJISの範囲に代替していくこと。

本資料は、総務省住民制度課、内閣官房社会保障番号室、国税庁、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へのヒアリングにより作成

法人番号



イメージ表示
(登記統一文字)

データダウンロード及びWeb-API機能で提供するデータは次の2種類

- ・JIS第1、2水準まで縮退
- ・JIS第1～4水準まで縮退

縮退できない文字は、`'`、`—`を使用

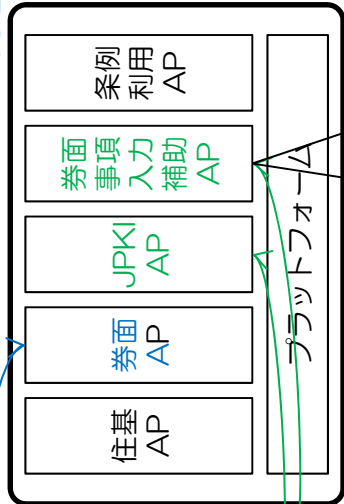
(文字情報基盤の縮退ルールによる縮退マップを使用)

参考2：個人番号カードと文字の状況整理

券面文字は、住基統一文字＋残存外字画像。
 印字品質向上のため、残存外字画像に対応する独自フォントを開発中(JLIS（開始時は2万文字のまま）)。
 代替文字は、申請書に記載されて送られてくる。JIS第1、2水準+補助漢字(J-LIS基準で縮退)。残存外字で代替文字が示せない時には、その旨を住民に通知し、交付時に申請してもらおう。

通知カード
 ・券面文字
 カード申請書
 ・代替文字

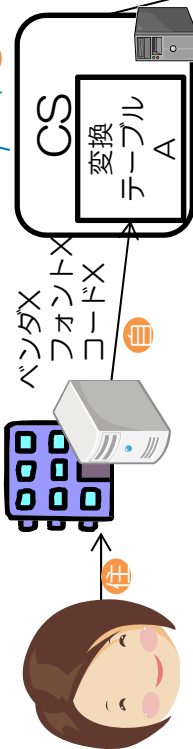
個人番号カード 券面文字



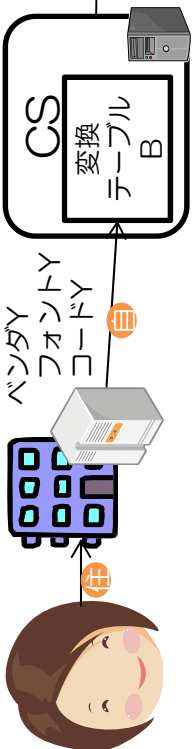
代替文字は、
 交付時に住民が変更・登録可能
 (変更・登録の場合、各自の判断で縮退)

- 住 住民判断
- 自 自治体判断
- J J-LIS判断

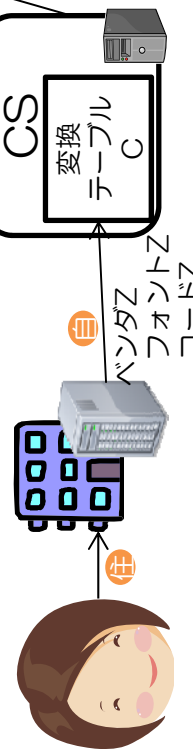
自治体A



自治体B

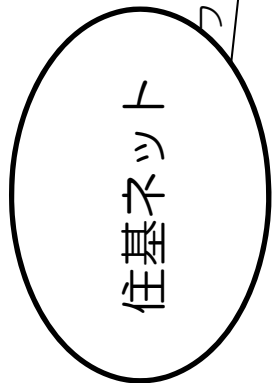


自治体C



- ・住民は転入時に自治体の住民情報システムで氏名文字を確認

- ・各市町村の基準により同定した変換テーブルを作成
- ・送信時はCSで変換される
- ・同定できない文字は残存外字として24×24ドットの画像として送信し印刷するときにアウトライン処理する



企業等

漢字氏名まで取得できるが、フリガナは別途入力が必要

自治体

漢字氏名まで取得できるが、フリガナは別途入力が必要
 ※フリガナは、住基法別表に掲載されている業務のみ住基ネットから取得可能

各種書類で氏名文字が異なる可能性がある



国等、行政機関

行政機関の多くは、IT戦略、電子自治体の10の指針に従い、縮退する場合、IPA縮退マップを活用し、JIS第1-4水準へ。

資料は、総務省、J-LISのヒアリングにより作成